

消 防 計 画 書

社会福祉法人わかば福祉会

川 口 西 保 育 所

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この計画は、社会福祉法人わかば福祉会川口西保育所における防火管理業務について必要な事項を定め、火災等の災害から園児等を守り、また、災害の未然防止およびその軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限および計画の適用範囲

第2条 この消防計画は、川口西保育所に入出入りするすべてのものに適用するものとする。

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討および変更
 - (2) 消火、通報および避難訓練の年間計画の作成とその実施および指導
 - (3) 消防用設備等の点検整備の実施および不備欠陥事項の改修促進
 - (4) 建築物、火気使用設備器具等および危険物の検査の実施、並びに不備欠陥事項の改修促進
 - (5) 増改築、修繕、模様替え等の工事への立会いおよび監督
 - (6) 火気使用、または取り扱いに関する指導監督
 - (7) 園児および職員に対する防災教育の年間計画作成とその指導
 - (8) その他、防火管理上必要な業務
- 2 防火管理者は、次の事項について福山市南消防署への報告、届出等を行うものとする。
- (1) 消防計画の提出
 - (2) 建物および諸設備の設置、または変更の事前連絡および法令に基づく諸手続き
 - (3) 保育所の業務を継続しながら、増改築、修繕、模様替え等の工事を行うときの事前連絡
 - (4) 園児等の増減に関する報告
 - (5) 消防用設備等の点検結果についての報告
 - (6) 消防用設備用の点検および建築物等の検査、ならびに教育訓練を行う場合の指導要請
 - (7) 自衛消防訓練実施に際しての通知

3 管理者は、火災警報発令時等、その他火災予防上必要があると認められる場合は、次の事項について制限および禁止等の措置を行うものとする。

- (1) 敷地内での焚火の禁止
- (2) 工事等で火気を使用している場合の火気制限
- (3) 園内における不必要な火気使用停止

第2章 防火管理機構

第4条 常時の火災予防について徹底を期すため、防火管理者をおき、その下に火元責任者をおく。

第5条 防火管理者は、防火担当責任者とおおむね年2回以上、消防計画ならびにこれらの実践についての定例会を開くものとする。

第6条 消防用設備、避難施設、その他火気使用施設について適正管理と機能保持のため、点検者の任務分担を定め、点検、検査を行う。

…別表1

第7条 火災、その他事故発生時の被害を最小限にとどめるため、消防隊長を最高の責任者として自衛消防組織を編成する。

…別表2

第3章 火災予防

第8条 火災予防上の自主検査、消防用設備の点検基準は、次のとおり定める。

…別表1

第9条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。点検、検査結果は、その都度別に定める検査票および維持台帳に記録し、保存するものとする。

第10条 構内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、防火担当者を経て、防火管理者の許可を受けなければならない。(焚火、ストーブ、電熱器、その他)

第11条 構内外において建築物（仮設を含む）を建築しようとするとき、または大量の危険物の搬出入、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を移転、改修、新設する場合等は防火管理者に連絡しなければならない。

第12条 構内の諸設備について、火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生の危険、または人命安全上の危険が切迫していると認めたときは、防火管理者はその旨、構内全般に伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用等の中止、または危険な場所への立ち入り禁止を命ずることができる。

第4章 災害防御

第13条 構内外に火災発生、またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、第7条に定める自衛消防組織の編成により、別途消火避難計画図により担当任務の遂行にあたるものとする。

・・別表 3

第5章 教育訓練

第14条 職員は、進んで防火に関する教育を受け、防火管理の完璧を期するよう努力するものとする。

第15条 有事に際し、被害を最小限にとどめるため、防災教育および避難訓練によって技術の練磨を図るものとする。実施にあたっては、避難訓練年間計画表によって行う。

実施にあたっては、避難訓練年間計画表によって行う。

・・別表 4

第16条 南海トラフ地震に係る地震防災対策については、別にこれを定める。

付 則

この計画は、昭和 53 年 8 月 1 日から施行する。

この計画は、平成 19 年 4 月 1 日から一部変更、施行する。

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から一部変更、施行する。